

太宰管内志

日向之三

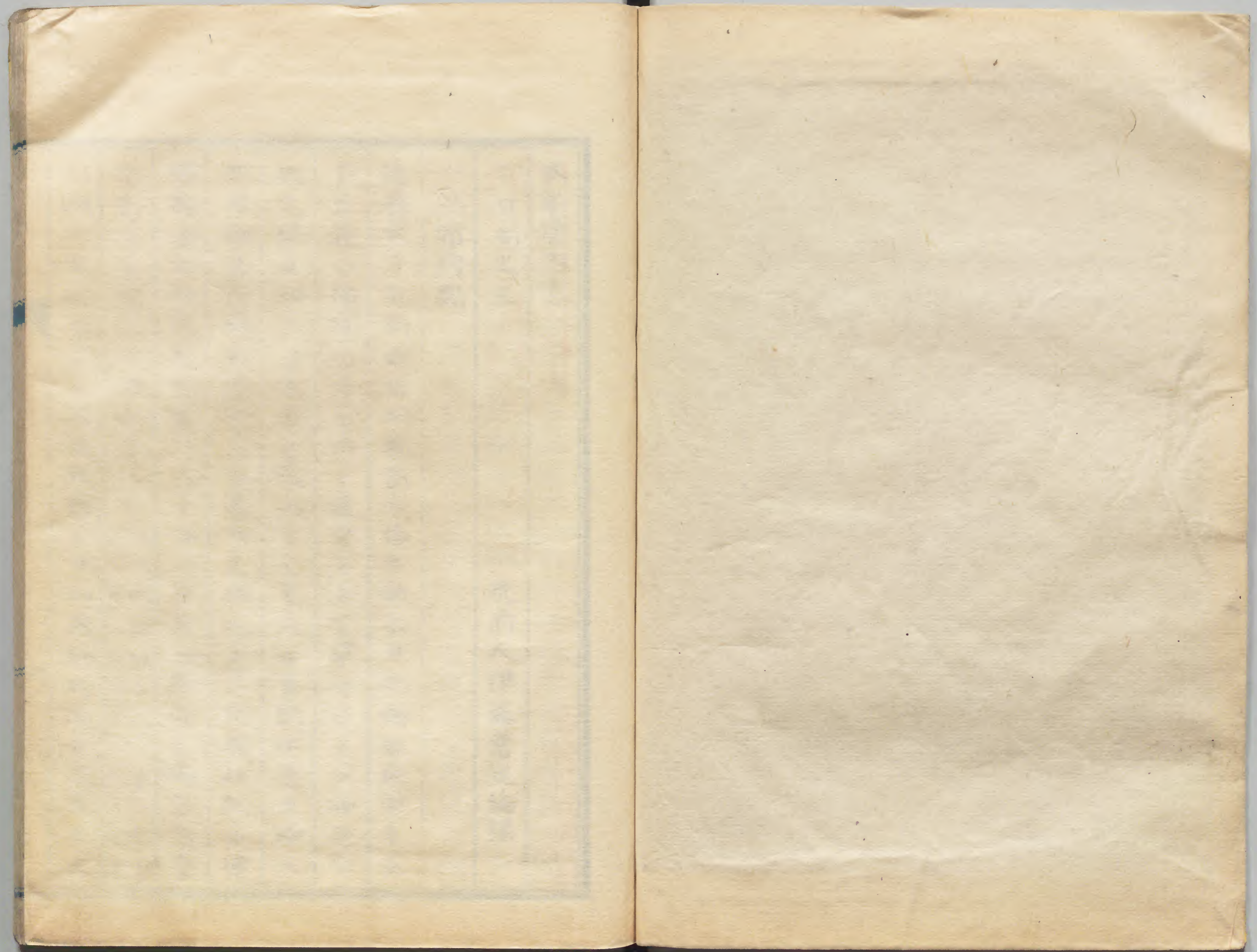
那珂郡 宮崎郡
諸縣郡上

和書門		二九六〇一	二〇二	八二
類	號	函	架	冊

和書		二九六〇一	八二	七
類	號	冊	架	函

内閣文庫	
番號	和 29601
冊數	82 (17)
函號	176 44





太宰管内志

日向之三

○那珂郡

筑前入伊藤常足編録

明治十一年

延喜式日向國那珂郡あり倭名抄日向國那珂中とあり
名義ハ仲臣の居あり一處などて負せしる。仲臣ハ

姓氏録ニ神八井耳命之後也とあり又古事記中卷ニ神八
井耳命者阿蘇君筑紫三家連等之祖也。又阿蘇社記ニ健
磐龍命者神武天皇第二之子神八井耳命第六之御子也。な
ぞあるを思ふ由あるべし。又ハ姓の仲もこゝより起き
考ふ又按ずるニ圖帳殘篇ニ日向國那珂郡古老傳云大

穴持命巡行此國至此處詔國之中故云中郡ともありて
倭名鈔云那珂郡夜尾新名田島於部己上四圖帳殘篇云日
向國那珂郡土地中肥民用不少出麻桑紙杉松等御拾貳竹
保庄貳所五郡歌云那珂ハ只海邊つゞき田島より小肥南
御又福島なりりりなどあり方位等の事ハ輿地圖又因て
考ふるは東南ハ海を限とし西ハ諸縣郡ともなり北ハ宮
崎郡となり東西十七八里南北二十餘里にして東方の
海邊ハ島多し郡中ハ三川あり郡中往々神代の古跡と称
するもの多し宇佐大鏡云日向國那珂郡起請定田上田島
庄起定田苾生野別府起請田上新名代別府起請定田上大

墓別府起請定田長休院淳免上又按するは圖帳殘篇云那
珂郡中川郷土地中肥民用不少出良材修竹鮮魚等公穀八
十九假粟三十八九吉田郷土地上肥民用繁多公穀百一丸
假粟六十九明御是昔火明命坐所也故云明土地中肥民用
多公穀七十九假粟四十二九苾本郷是昔火醋苾命坐地也
故云苾本土地下肥民用乏公穀六十九假粟三十一九吾平
郷土地中肥民用不少公穀八十一九假粟三十九九と云事
見へぬれど例の混雜と見えことあるの事とも聞えぬこ
の内ハ中川ハ大隅國柔原郡よりまきれりりあるなるべ
し吾平も同國肝屬郡より入まきりと見ゆされどもなす似

つうちしき地名もあゝバカうぬて考ふべし。この即ハ海
の多き地なれバうと地をつまひてめくりえを海島の數
も多くめづしき處あり海の産物多きも多かるべし是
良の事ハ必彼所りの
人といひ定めて記すべし。

○夜間

倭名鈔ニ那珂郡夜間御あり。夜間ハ也祁とよむべし。又ヨ
ともよむべき。筑後国三指郡夜間ハヨアケと唱ふるよ
しなり。又豊後国日田郡夜間ハヤケと唱ふるよしなり。
名義地理ともよいまづ考へば。回蝶殘篇ニ那珂郡明郷と
んりとおひしむりしりと
なすをよそありじ。

○新名

倭名鈔ニ那珂郡新名郷あり。新名ハ尔比奈と訓べし。名義

いまづ考へば。上田氏云九州國向日向國新名。又寛知集尔
新名ハ村あり。又國人今もニヒナミ村と云ガあるよし云
已てゝむハ身の誤なる。常足九州國を按ずる新名
て中村よりハ中又川を
陽て北のくゝとあり。

○田島

和名抄ニ那珂郡田島郷あり。田島ハ多志麻と訓べし。名義
ハ島のある處なりとて負せしる。或ル肥前国松浦郡田
壁島といふ島なり。神なり。又筑前国宗像郡下て九州國
も田島と云處あり。そハ海島とあり。下て九州國
を按ずるニ佐土原の東海辺ニ田島あり。又寛知集ニ那珂
郡田島村あり。伽藍用基記尔日向國佛日山大光寺康安二

年八月云云同山禪師諱長甫号嶽翁執州人也云云偶仗錫
遊日洲大守田島氏一見如平生歡就佛日山創大光禪寺延
師為弟一代同山傍殿飛樓照映林巒千楹列而巍々四衆雲
集道風益盛云云とある。此田島氏と云ハ此御名由ある
ハハあゝぬ。

○於部

倭名抄ニ那珂郡於部郷あり於部ハ意倍とよむべし。名義
いさぶ考へ此於部ハ今リづれなむむさぬのなむ
此志ひて木りハ九洲國ニ大隅國於部あり霧島の西ニ
あり是昔ハ日向の地なり。今ハ日向のちりし
て諸縣郡の地なり。那珂郡ニ入るるべし。又ハ
此御名ハ異處より混入しあるなるべし。又ハ

今の小肥城下の名々の於部をあらよるなむとやとむ
ありしよりかど今の小肥とリ小肥ハいさむへ宮崎郡の
内とききて倭名抄ニ宮崎郡飯肥とありを
この考へハよろかりき。

○三原野

延喜式尔日向國三原野牛牧あり。三原野ハ美波良乃とよ
むべし。名義ハ御原姓を依て負せらる。筑後國御原
御原真人あり。さて道中行程細見記を按ずるニ當國那
珂郡也。山三原と云處あり故尔暫く此處ニ拳て後の考
を待たむ。細見記ニ目イ。大トウ。山三原。油津。風田。ウドノ
イハヤとつゝ収あけり。

○琴引松

源重之家集ニ

下浪のより来る糸を緒ふきけて月を志すは琴引の松
 秋の祢がめと云々の琴引の松日向とあり名義はいり
 なる由にて負せあるういまづ考へに大和國に琴引巖筑後國に琴引宮あり
り小見 福島氏云日向國琴引松と云々の三處あり延
 岡領又二處土々呂浦白杵郡能登東海白杵郡之内又秋月侯
 領又一處高鍋もべて三處なり古奇なめりハ何なり
一畝 ざぶうは知れぬし或人云琴引松ハ那珂郡高鍋より
 ロへ出る道也又あるを真處とせし海也ハ羊里許も
 隅にゆれど古よ必此辺也海なりしなりむと思は
 る山陵考云那珂郡宮浦村云有乳石御手洗泉及鰐峯琴

引松等之名處風景殊絶とあり東海の湊頭の前に銅岩鐵
若して云あり其色金と異
うはは是は近づく人ハ忽交ありと云々呂又逆松と
て四五尺廻の松あり昔異婦人來たりて逆さゆは植置
ととり小今も正しく逆さゆは根ハ
上はありめづりき物なり

○産殿

古事記上卷尔於是海神之女豊玉毘賣命自参出白之妾已
 姪身今臨産時此念天神之御子不可生海原故参出到也尔
 即於其海辺波限以鷓羽為葺草造産屋於是其産殿未葺合
 不忍御腹之急故入坐産殿尔将方産之時白其子言言凡他
 國人者臨産時以本國之形產生故妾今以本身為産願勿見
 妾於是思奇其言竊伺其方産者化八尋和迹而匍匐奪蛇即

見驚畏而道退介豐玉昆賣命知其伺見之事以為心耻乃生
置其御子而白妾恒通海道欲往來然伺見吾形是其作之即
塞海坂而返入是以名其所產之御子謂天津日高日子波良
津鷲草葺不合命訓波限云那藝仇然後者雖恨其伺情不
忍戀心因治養其御子之緣附其弟玉依毘賣而獻歌之其歌
曰阿加陀麻波遠仇阿比迦礼抒斯良多麻能岐美何余曾比
斯多布斗久阿理祁理介其比古遲三字答歌曰意岐都登理
加毛度久斯麻迹和賀葺泥斯伊毛波和須礼士余能許登暮
登迹書紀又豐玉姬果如前期將其女弟玉依姬直冒凡波來
到海邊逮臨產時請曰產時幸勿以看之天孫猶不能忍竊往

覘之豐玉姬方產化為龍而甚慙之曰如有不辱我者則使海
陸相通永無隔絕今既辱之將何以結親昵之情乎乃以草葺
兒棄之海邊凡海途而徑去矣故因以名兒曰葺波瀨武鸕鷀
葺不合尊一書子先是且別時豐玉姬後客語曰妾已有身矣
當以凡濤壯日出到海邊請為我造產屋以待之是
後豐玉姬果如其言未至謂火火出見尊曰妾今夜當產請勿
臨之火火出見尊不聽猶以梯燃火視之時豐玉姬化為八尋
大熊鷲匍匐地遂以見辱為恨則徑歸海御留其女弟玉依
姬持養兒焉所以兒名稱葺波瀨武鸕鷀草葺不合尊者以彼
海濱產屋全用鸕鷀羽為草葺之而葺未合時兒即生焉故因
以名焉一書又先是豐玉姬謂天孫曰妾已有娠也天孫
之胤豈可產於海中乎故當產時必就尊已還御即以鸕鷀之
羽葺為產屋屋葺未及豐玉姬自馭大龜將女弟玉依姬光海
未到時孕月已滿產期方急由之此不待葺合徑入居焉已而
從容謂天孫曰妾方產請勿臨之天孫心怪其言竊覘之則化
為八尋大鷲而知天孫視其私屍深懷慙恨既兒生之後天孫

就而問見名何祢者當可乎對曰宜号彦波瀲武鸕草葺不合尊言訖乃涉海往本干時彦大火出見尊乃歌之曰飲企都
鄧利軻茂豆向志磨尔和我謂祢志伊茂播和素羅珥譽能攝
鄧取鄧母亦云彦火火出見尊取婦人為荒母及飯嚙湯坐九
諸部脩行以
奉養焉
古語拾遺云天祖彦火尊好海神之女豊玉姬命

生彦敵尊誕育之日海濱立室于時掃守連遠祖天忍人命供
奉陪待作篇掃蟹仍常鋪設遂以為職号曰蟹守
今俗謂之借守者被詞之

肥管内有山曰鷓戶山自飲肥府路程三里十八町巖窟在海
濱對東南即菅不合尊聖誕處巖中有廟号鷓戶又有乳房石

御手洗泉及鷓嶽彈弘之松風景殊絶とあり此説もいさく
り實束守き心地也此とよづ白尾氏の説もよりにて此處は

引出つ又書紀通證云重遠曰産室舊蹟在日向国那珂郡海
濱号宇止磐窟宇止即鷓鷓殿也今按窟縱横五丈許深一町
許東西抱海負山其山名早日嶺絶勝之地也有神祠所祭六
座地神五代神及神武天皇也玉依姬社在別處是社司之説
也ともあり島隍集上卷云顯鷓戶廟前国九扶桑用禰帝王
城神武靈蹤今古驚定有龍燈照深夜海濤打岸怒雷声俗謡
ても九筋うどの岩屋ハ神代の古跡よて御座候るご云
云近來印刻の日向国鷓戶山略図と云ものをえり是盛
なる丁ぬるり窟屋の差渡東西九一間南北十六間とあり
又速日峯穂觸峯とあり琴引松のりりり又千鳥が籠
るご云異称日本傳云及于足利氏之季有日向守愛州移香
磨霜及年久詣鷓戶權現祈業精夢神顯猿形示秘奥名著干

世名家曰張流辛九云日向國鶴戸の岩屋云云此社は八花
寺り社地甚繁榮よし坊舎十數寺あり長官ハ人王護國
寺とり小頗地五百石此岩窟ハ横も入も九九間許高き三
丈斗あり常々水うと
志しる所なり

宮崎郡

延喜式尔日向國宮崎郡あり和名鈔又日向國宮崎三也三也依
岐とあり常陸國鹿島郡宮崎名義ハ四蝶の残篇又日向國
宮崎ハ古老傳云此地自皇孫降臨至神日本磐余彦天皇之
宮所也故云宮崎とあり例のおおつりなき書るれど此事
つよ五郡の哥尔宮崎也楚井清武又田野淳田久津良高濱
堤内までして續紀九卷ハ神護景雲二年九月辛巳勅令

年七月十日得肥後國葦北郡人刑部廣瀬女日向國宮崎郡
人大伴人益所獻白龜赤眼青馬白髮尾並付竹司令勘因謀
秦休云云靈龜神馬並合大瑞朕以菲薄頓荷鴻貺思順先典
式覃惠沢眞免肥後日向兩國今年之庸但瑞出郡者特免調
庸大伴人益刑部廣瀬女並授從八位下賜絹各十疋綿九屯
布疋端正稅一千束云云又父子之際同心天性恩賞所被事
須同休人益父村上者恕以縁黨宜赦入京又圖喋殘篇ハ宮
崎郡土地上肥民用繁多出奇石眞鮮貝甲紙麻弄字佐大鏡
の神領尔日向國宮崎莊田數三十三所九段之内調啟七十二
段又同伴ハ日向國宮崎郡淳田庄起請定田田數略之拍原別府

起請定田上長峯別府起請定田上細江別府起請定田上此宮

とり小ハ郡内又ある御名ときこへあり三才因會向日

國宮崎在佐土原之南神武天皇初皇居之内裡跡有宮なり

見えあり書紀口決又可愛之山陵日向國宮崎在源平盛衰記十六卷又辛酉歲

日向國宮崎郡又て皇王の宝祚をつぎ給へり又郡の大様

の事ハ倭名鈔又宮崎郡飲肥田邊島江江田已上四圖際子

宮崎郡御拾貳所保庄三所圖際御十二所とするハ例の

三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

又三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

粟三十五九とあるハ那珂郡又寛知集も那珂郡秋山村あり

又三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

又三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

又三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

又三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

又三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

又三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

又三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

又三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

又三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

又三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

又三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

又三浦とり小御名ともをも奉ありど大古書ともも

魚鱧烏賊海月等公穀六十九假粟三十二丸とある 此外秋山御の

夏ハ初マあぐ又日殿大宮二御の 此等の地名も似つうと

し物あゝむ引出て論ふべし。 謾ケハ一き書クケルマ委ク考テアハスルキマフウリ。

香榎曰の宮崎ハ竹林ありて神代の青竹加の残ま由

又テ今七此藪の竹をとりて産子の勝緒をさる時又用ひ

耳ハ水りとり小又此海上一里むり沖ハ粟島とて小島

あり鯨多くつづり島山ハ并助天社あり年ぐとの三月下

旬ハ祭つりて人多く集る此島極て南々水む平生暖マテ

瓜茹その外菜の類常マありさるを常ハハ神のをミ給

ふよハ又テ取喰小事をゆるさ此祭の間ハ被島マテと

くハ事ハいさくもをさるを常ハハ神のをミ給

并助天社ハ京形神を祭りさるべし常足云さきマおの

ガいづりし那珂郡田島の地者ハのあづひあゝをさるこ

ハ粟島うどの古名田島マあらぬマヤハのちハ馬の又

マたつねてさむむべし又此粟島ハ人家のちりさハ舟が

がりのありさるのちとさるは

まろしておろまろさるは

○江田神社

延喜式尔日向國宮崎郡江田神社あり江田ハ延陀とすむ

べし名義ハ江田御の地ハ座也マ因て負せさるべし ハ委江

田御の件 さて續後紀六卷尔養和四年八月壬辰朔日向國

宮崎郡江田神預官社とあり守麻呂云江田神社ハ宮崎町

より近ハ大宮司又下社家々ともありて一宮津野神社よ

りもうるほハ又彦山人云宮崎郡江田神社今ハ神武社と

り小といひり 彦山人とリ小密乘坊立并とリ小人らり此

なるがつぬりガラの書を作るマつけいていさくりいさ

ををさる人なり諸縣郡の内的事をり小件うとマ彦山

人として出せるハ皆 常足云江田神社と云地名マ因て負せ

ある名と用ゆれば地名も因て定むべし。地名も今さ
ふらなれば
 の社はつける古記録神畧の銘文をさすを
 ういとありしを證もあるべし。さてつづつて
 社領のありき社々又氏子とりの社の造り又社地のさま又大
 道の筋より何方にあつて何丁なりとり小事又山川
 どありしを志す。その方角をたて又其神の祭日神官の良古云
 江田神社ハ今那珂郡あり宮崎郡あり東五十町許あり
 あり。幸丸云江田村江田神社ハ迹々神尊を祭るとり小
 社の北はありて北丁ハ神武天皇社あり其社の西
 迎天皇の皇居なりと云。又江田村あり八町ありとり小
 巴此社ハ松林の向ありて此地古の高屋官の跡なり。彦
 山の人童て云く日向國宮崎郡江田神社ハ佐土原より二
 里程南上之町なり。一里半あり東江田神社あり神武宮
 とハ別なり。有馬氏云江田神社ハ徳原大明神と云宮小社
 うり神領十石許有とり小神ハ伊弉諾尊伊弉冉
 尊を祭まるとり小。

○高日村

風土記又日向國宮崎郡高日村昔者自天降神以御劔柄置
 於此地因曰劔柄村後人改曰高日村也とあり。高日ハ多可
 比と訓べし。さて此高日村今その趾さびりなり。此の
 うり収て考ふべし。こゝ高見と竹見と竹上とり小類
の地名ありてあるべし。
 圖牒残篇又曰杵郡高日郡高日者日都之名也故皇孫御神
 始宮居之地故云高日土地中肥民用不多公穀七十九假粟
 四十九と云事も見えぬ。是ハ例の混雜なるを官場を
 曰杵ハ誤らるものなるべし。

○飯肥御

倭名鈔云宮崎郡飲肥郡あり。印本飲を誤る飲肥ハ於思とよむ

べし名義いふ考へに。火又由ありて負せたる意な

るべし。島隱集中卷云日別飲肥郡有佳少年以松為名其書齋

扁鶴栖友溢縑即就予求詩不獲辭漫賦一篇以為贈

松下高齋花不塵鶴來為友讀書人宜分一雙且乘月雲

遠蓬萊海上春

武鑑又伊東氏五万千八十石余居城日向國那珂郡飲肥。戸

より海陸三百四十三里油湊より大坂まで舟路二百八里

夏冬違り日午前より遠近道不定大坂より江戸まで陸百

三三里飲肥又小肥とも云城主右差出之高伊氏代々領之倭

漢三才圖會云日向國飲肥或用小肥字良至江戸三百四十

一里内至大坂海上二百八里但夏冬日和舟路有小異同國

北至佐土原十四里餘南西至薩摩籠島二十八里字忠あり

さて武鑑云那珂郡飲肥とあれ今この世は飲肥とも小肥

とも云ハ那珂郡於部郡の事にて此郡なる飲肥とハ別な

らむとも思へりかど今も正しく飲肥とつく上は那

珂郡と宮崎郡とハ坂をマドへる水を古の宮崎郡の地今

ハ那珂郡内よりありなるべし又九州治乱記云天正の

比日向國縣城主伊東三位入道島津氏と領地を争ひ云云

とあるハ飲肥を縣と誤るり。又諸縣郡の縣御々々の事

肥元日櫻と云々のありて正月の初より花さく日歸資

日さくくさくとハとありと云巴世と称しき櫻なり
し西遊記は日向国飲肥領の山中又て近年比菟道弓と云
ふの又てあやしきおとりのあり惣身女の形又て色珠の
外白く黒髪長くして赤裸なり人又似て人又ありは
も是を又て大に驚きあやしみ人又同小は山神なりと
云は後のあり巴もおそろしくとりてもせはてま
して捨かきぬ見る人もろくてもろくても何のた
るりもなりと云ふなり又人のいひゆるは是ハ山女と云
ふの又て深山はハありあるのうりとりは惣て彼
又てハ菟弓と云ふのを作りて歎をとる事なり歎の画小
道をウチと云ふ其道を考へ知りて其所へ弓を仕り置
引をふめと云ふ事なりて豊くゆりゆり根柢とも
此う又て多く
取得ると云

○田邊御

倭名抄は宮崎郡田邊御あり田邊ハ多乃倍とよむべし名
義いさぶ考へは美作國苫西郡田と云ふあり田邊の廣き處

又て負せあるはや地理も又詳なり

○島江御

倭名抄は宮崎郡島江御あり島江ハ志万延とよむべし名
義ハ川島なるのある處又て負せあるべし地理の事ハ今
ハ詳なり

○江田御

倭名抄は宮崎郡江田御あり江田ハ延陀とよむべし名義
ハ是七水辺に依て負せあるべし肥後國玉名郡江さて此
御地ハ詳なり式小宮崎郡江田神社とある此社のあ
る處と聞えあり江田神社件をさて圖牒殘篇は諸縣郡枝

御土地中肥。民用不少。公穀百一九。假粟五十二九。とあるも
諸縣ハ例の誤。又て宮崎郡の江田御色り。あるを布よく考
ふべし。東鑑は江田五郎江田修理亮行義とあるハ。この
日道開院殿雜掌事之其目錄云云。築地一本。扱兵衛入道と
も。あはれむ。殘篇風土記。扱とあるも。近きこと。ハありし。

○宮崎

宇佐大鏡。爾宮崎郡宮崎庄云云。宮崎郡淳田庄。起請證定申
云云。圖牒殘篇。ハ古老傳云。此地自皇孫降臨。至神日本磐余
彦天皇之宮所也。云宮崎。書紀口決。ハ可愛之山陵。在日向國
宮崎。神代山陵考云云。泊于神武天皇。又都同國宮崎郡也。今
郡之北方村。其地此祀。帝靈云云。西朝平壤錄四卷。ハ初皇居

日向筑紫。宮後徙山城。俗謠ハ悪七兵卫景清ハ平家の身方
太平紀九卷。元亨三年。江加合戦。赤死の中。尔宮崎三郎同次
郎。あはたる。ハより源氏ハ悪。ハ日向の宮崎。とかやハ流
る。ハ日向。句當と名をつぎ給へる云云。倭漢三才図會。ハ日
向國宮崎。在佐土原之南。神武天皇初皇居之内。裡跡有宮。悪
七兵卫景清之墓。水鑑。景清大居士。建保二年。甲戌八月十五
日。夕。悪あり。九易軍記ハ天正の比。日向國宮崎。久保山。治部
と云入有。宗麟ハ秘藏の鷹の。ハ取。き。多。る。を。知
ら。び。し。て。是。を。取。て。島。津。義。久。ハ。献。せ。是。ハ。因。て。宗。麟。此。事。を
聞。て。久。保。山。を。捕。ふ。義。久。其。鷹。を。宗。麟。ハ。返。し。て。久。保。山。ハ。命。
を。乞。と。い。へ。悪。も。同。じ。義。久。の。使。の。前。ハ。し。て。久。保。山。ハ。首。を
刎。る。事。見。え。あり。西朝平壤錄四卷。ハ秀吉云云。有張綱者。誤

置其鷹狩張網及左右音者二十四人俱殺とあるハ此久保
山が夏をきくひがめて切けるるるべし。豊後志下巻九五
町府内、下は論へるを
てらゝ合せて見べし。常足云景清日向宮崎は未だ小巳と
いふ説ハ非なる由井沢長秀をて平家物語鎌倉志を引
て辨へるが如し。これとも吾友春樹が説は景清日向
は来るるづる夏ハ明々なるれども今彼宮崎は生日ハ嶮社
として景清自の眼をらりあるを祭まりと云。又景清墓と云
そのあり其銘文を石摺は志るを見るは水鑑士云と
して年号ハ建久八年とあり是ハ正しく其世の物と見え
て後の手ぎハはたあはれ。又景清が身をなする川と云
物もありといひりき。今按るは雍品府志は倭俗称衆盲曰

座頭其間官位有階級上首謂総檢校六泚之中談平家平家
未始前総檢校大音唱太平之詞其終高呼鳥羽湊船若衆盲
一同揚大音呼惠伊惠伊也檢校中所領在日向國至秋綱載
米於大船到山城鳥羽津今雖無其事是祝語而存古之微意
也とあり。さて此檢校中領と云物ハ此宮崎地は在しを
よて日向、勾當を定云事七起り。よさて神武天皇、皇居
之跡也とある説も、因幡殘篇は宮崎郡日^ホ殿^ド卿此地昔皇孫
有御殿故云日殿土地中肥。民用不少。公穀五十九。假粟貳十
貳丸。大宮御此地昔有大御殿故云大宮土地上肥。民用繁多。
公穀七十一丸。假粟三十四丸。など七あり。む由ありけり。

聞ゆれど古事記の趣はわづり代古事記中卷は神倭伊波
瀬命二柱坐高千穗宮而議云坐何地者平間食天下之政猶
思東行即自日向尙向御筑紫とあり古事記傳の日向國南
方村と云ふは神武天皇社とて有、其處を皇居、趾と云ふ
と信りしは云々高千穗宮ハ猶大隅國又在るべき事疑無

○堤野

延喜式は日向國堤野牛牧あり堤野ハ都々美奴とよびべ
し名義ハ長堤を望有て肩せもるべし式の河内國茨田郡
堤根神社など其

例なして此牧ハ當郡堤内御あるべし此外又似つゝ
志き地名もこの見えしれを志しつゝこのとらるは奉
てのらの考をまつはなむ此堤内御ハ五郡奇は見えたり
重て打名帳を考ふるは諸縣郡小村歸の内は堤村あり
是はよても有むり官道の序をわして定べきことあり

○梅濱寺

島隱集中卷尔和雲夢老顯梅濱寺詩

村路經過修竹林梅花名寺回山隈枝遮隣並四無地怪

物驚人造化心

とあり彦山人云飲肥内は梅濱と云處あり海辺よりして梅

と名ある處なり寛養云年々領主は梅を献むるを以て梅

○聚景寺

島隱集上卷又文明己亥云云呈聚景主盟湖月翁

伊水城東聚景園梅花院落去敲門連詩坐對風霜榻春

在吟翁胸次温

○官河新橋

島隱集中卷尔官河新橋

只尺朱門千里程。招君此日待橋成。官遊不借凌波襪。板

面初霜履有声。

官河とあるハ飲肥のあり

○肥水

島隱集中卷尔

文明
丙午

悦公典藏俄有東行告予曰我在東州而

受知於阿蘓某公年久矣彼公今赴肥水之役兵務為急我豈

可忍默坐而思之乎故為飛錫云予感其言作二章以壯行色

○島隈花落小僧園。行色忽々感有言。旧識高官肥水役。夢

和風雨遠轅門。

肥水ハ宮崎郡北方村神武社の西に有る事同書に見え

巴国人云九月廿八日祭尔流錫馬あり一疇尔七十疋を競

るよし云へり。延岡領より下北と云處は延岡役所あり。

○伊水

島隱集中卷尔伊水途中遇雨偶作

重て考ふるは伊水ハ薩摩の内なるべし

吟騎瘦馬擁蓑衣。打路雨昏烟又微。今歲民飢家乏食。境

中喜見麥人肥。

○日州城寺

島隱集

又

文明
戊申

次中晋緇郎試翰韻

山岡一寺日州城啼鳥護林多喜声準擬緇衣新礼樂陽
春調是奏清平。

○沙汰寺

日向國宮崎郡沙汰寺ハ彦山人寛譽云宮崎郡沙汰寺ハ下
北方村ニあり。さて此寺ハ景清墓同女人ムスメ丸姫墓同ト寺景
清のき琵琶あり。一色沙汰寺の隣處育僧持来之由申傳へ侍る
逆髮姫の髮掛の松是より六町ハ又あり。国人云是ハ生日
八幡社云延岡領宮崎郡下北と云處ハ生日八幡社なり
三月九月十七日又大祭あり。目事メシを祈る人月々又諸国ヨ
リ来ぬ人多し。

○諸縣郡

延喜式尔日向國諸縣郡あり。倭名鈔ヤマトナヒコ日向國諸縣ハ良加
多タとあり。縣ハ阿加多ヲ在るを上の良ハ阿のいトキ名義多
く阿加多の縣あり。處又て負せしるべし。縣ハ上田アガタの意又て富を

云名分の縣。事ハ對馬志中卷一丁ノ季くりしべし。五郡の
哥尔八代須志田綾穆依真幸庄内志布志大崎。景行天皇紀

尔十八年三月天皇將向京云云諸縣君泉媛依献大御食而

其族會之舊事紀七卷ニ豊國別命日向諸縣君祖此旧事紀

さタり心得ぬ事あり。景行紀日向國高屋宮ハ其國有任人
曰御刀媛則石為妃生豊國別皇子是日向國造之始祖也と
あり。了ルバ旧事紀の方ハ日向國造之始祖と云事を傳へ
所トヤリて諸縣君祖と志しる。景行紀又諸縣君泉媛と

り小事兄えふれをそれより先より諸
縣君とり小みのハありしをるべし。應神天皇紀又十一
年。是歲有奏之曰日向國有孃子名髮長媛即諸縣君牛諸井
之女也。是國色之秀者天皇悅之心裏欲覓同一書曰日向國
諸縣君牛仕于朝廷年既老者之不能仕仍致仕退於本土則
貢上己女髮長媛始至播磨時天皇幸淡路島而遊獵之於是
天皇西望之數十麋鹿浮海來之便入于播磨鹿子水門天皇
謂左右曰其何麋鹿也泛巨海多來爰左右共視而奇則遣使
令察使者至時見皆人也唯以著角鹿皮為衣服耳問曰誰人
也對曰諸縣君牛是歲耆之雖致仕不得忘朝故以己女髮長
而貢上矣天皇悅之即喚令從御血是以時人号其著岸之處

曰鹿子水門也。凡水午曰鹿子蓋始起于是時也。淡路國風土記曰應神天

皇九年秋八月天皇淡路島遊獵時海上大鹿浮來則人也天皇召左右詔問答曰我見日向國諸縣郡牛也角鹿皮著脫而

羊老雖不仕尚以莫忘天恩仍汝女長髮姬 古事記中卷應神天皇
貢也令榜御血矣因之此湊曰鹿子湊。
の尔天皇聞者日向國諸縣君之女名髮長比賣其顔容麗美
將使而喚上云云大雀命歌云

美知能斯利古波陀表登賣遠迦微能基登岐許延斯迦
杼母阿比麻久良麻久青柳大人云道力シリコと云う

彼住吉の地名ろり至日向使安置於桑津邑
とりへるろり
又歌曰

美知能斯理古波陀表登賣波阿良蘓波受泥斯久表斯

叙母宇流波志美意母布

なご兄之あり こてうの大雀命の御哥ハ此郡の事又こて

此哥又古波陀とあるハ諸縣郡の地名なるよし云こつ

をこしこる事もやとありかよつて此哥をむ此處はつ

けてりしせりなり 古事記 仁徳天皇 又娶上云日向之諸縣

君牛諸之女鬢長比賣生御子波多毘能大郎子亦名大日下

王次波多毘能若郎女亦名長日比賣命亦名若日下部命 常足

按ずるはこつ又波多毘能大郎子をこむ事の見えあるハ

泉長媛の事とこつはちりたる傳の如くよしてまぎらひし

表は引出るあり考ふべし して郡の大様ハ倭名鈔又諸

縣郡財部縣田瓜生山鹿穡佐八代大田春野 已上ハ 圖噪残

篇尔諸縣郡土地中肥民用不少出杏李桃梅棗柿等 おひ古

此郡往昔無御村里之名惟縣再故云諸縣と云事も 郷拾貳

所保庄参所 己下虫喰 とあり 又圖噪は縣田高屋折本坂本

宮崎郡江田を混入しつりといえ又折本坂本 宇佐大鏡は

ハ村名又聞之する處なりハちぶきぬ

日向國諸縣郡本庄号諸縣庄起請定田 上ハ 柏原別府起請定

田 上ハ 長峯別府起請定田 上ハ 細江別府起請定田 上ハ 云云上宮

収納使分名田諸縣庄内伊佐尾富松衾田方位ハ曠地因尔

因て按ずるは東方ハ宮崎那珂の二郡又となり南方ハ海

又大隅國肝屬郡より西方ハ大隅國贈於郡又柔原郡

又菱苅郡又出水郡又肥後國玖麻郡又つらなり北ハ玖麻

郡より當國見湯郡よりつらなり南北三十里余東西ある處

十五六里ある處ハ十里又七八里とあり郡中山多
 く水田をくなく又郡中又川あり此川宮崎郡を流きて
 東方海へ入る國中第一の大川なり其源霧島山の南又
 北よ出て二十里をへて海へ入る此川水下より川舟
 川舟りたり小又此郡の内より多て水の高瀬を
 て物をとらざる多て水の高瀬を早川舟
 をそこの事多しとあり又此郡の南の海中半里を
 又換御島とてあり一里をわりの島ありて換御と
 之の多く生ある地なりバヒラウ島とあり人家なし山
 又換御権現社とてあり又めつらき草木多し生る處也
 とり古事傳は薩摩國又換御島ありと云き此島日
 向ぬが薩摩國の領地なりとありうぐへり此島日
 ちりて延喜式太宰府より貢る物の内又換御馬藁とい
 ふこと又之あり是の時も實ハ此島より出せしむる
 べし今も藁とて作るものや花葉又北山折らざり
 換御毛車と云事あり花丹子とびらうけの車とわけて換

御のうちハと云このハ常足と云つり株桐の葉は似る
 換御子と云ハ是の實を云く又此郡の北の方肥後國玖
 郡はさうへる處大山を塚とて久留尊又白髪岳とい
 高山あり此山ハ奈須山禾良山高千穂山阿蘇山又豊後國
 九重山などありて七十里ありとあり此諸
 縣と玖麻との塚ハ山の中ありて諸縣の人家よりハ九
 里たりありて云又その塚より玖麻の人家より九里許
 ありてとべて十八里ありありのつねは人のり
 らぬ處なるを塚目のありためとて兩國の役人此處にい
 る事ありその時又禾又鍋ををせしむるに
 といふ九州のゆきしてめぐりて深山なり此處の山
 とも今も今もくくありてありてありてありてありて也
 飯野系図と云云藤原武智磨四男乙磨其子是公其子雄友
 其子弟河其子高扶其子清夏其子維幾嫡子為憲是工藤二
 階堂善之元祖也次男維憲其子維元其子維政其子政則政
 則子元則元則子政元其子政矩其子忠政其子政好
 進部之

位下母者河内十郎家助女保延元年乙卯三月壬午伊豆
下西國住日川諸縣郡飯野領近依之改家名爲飯野數代
相續飯野元祖也政好子利魚飯野藤原内記母者河原兵部
尉女也利魚子政魚飯野藤原左近兵五尉母者山名藤七郎
女也云云とあり飯野系因をとり者況前國遠賀郡のあ
り今其文を略書し幸九云飯肥城下より三里余は吹上の
鶴戸山とてあり御宮ハ鶴戸の岩屋の内よりあり祭神大日
靈女尊忍穂耳尊迹々許尊彦火火出見尊青不合尊の御誕
生地又神武天皇も此地にて誕生し給ひしと云今年六月
又川崎良忠と云人鶴戸廟改造碑と云物を作まり其文内
尔人皇十代崇神天皇の代に創定するなり此御社古
鏡あり八咫多りうと四大神とり小三字をありつり
已社地甚繁榮として坊舎十數寺あり長官ハ人王護國寺
とり小領地五百石此鶴戸ハ辰巳と向ひて横入とも又九
九同高き三文許あり常々水と志とてひやりなり
る所より幸九九國巡りハ文化八年のことなり

○霧島神社

延喜式に諸縣郡霧島神社あり霧島ハ支利之万とよむべ

し名義ハ山名に依て負せぬるべし山名の義ハいさづ詳
なり代して續後紀六卷に兼和四年八月壬辰朔日向國諸

縣郡霧島岑神預官社三代實録一卷に天安二年十月廿二

日授日向國從五位上霧島神從四位下と見えあり霧島山

古きりの又え多り後と別件よりいせられハこの

處ハハふおきてうの件と考合せてこるべし

云 薩州の士鯨島宗 諸縣郡霧島神社ハ正殿に祭神第一瓊

々杵尊弟二彦火々出見尊弟三鸕鷀草葺不合尊弟四神日

本磐生彦尊此四柱より又東社日少宮ハ國常立尊西社山

王社ハ國秩槌尊を祭る四柱を合せて六所権現と云古老
傳に欽明天皇の時慶胤仙人始て此山を開く其後震火に

かし、て七びたるを村上天皇の時性空上人神殿又僧坊
 を造る。又文暦元年十二月震火より、て焼失あるを文
 明十六年島陸奥守忠昌朝臣兼慶法師に命じて社を中興
 せよせぬふ。兼慶ハ東西別當
の同基なり又百石の社領を寄附せぬふ
 東霧島社の別當を錫杖院と云社人ハ押領氏なり。又西霧
 島社の別當を花林寺と云社人ハ橋本氏なり。元て祝家二
 十五家又坊中十二處ありしと云今ハ八ヶ寺残まじ。又東
 霧島社より八丁南尔御池あり周三里七湊あり。又税所宮
 と云社あり宇多天皇皇子篤房親王五世孫正四位上中將
 民部卿篤如治安元年三月補任霧島大宮司職為辨備神供

調新嘗祭下向大隅國贈於郡郡之税所云即篤如之後胤也
 と云也。今按する。此社ハ篤如を祭る。又東霧島も同
 神を祭る。常尾云片多天皇己下の文ハ引書の説の如く
もきらへ又鮫島氏が自韓文又ひねりあるや
ふハ税所宮としり社東霧島の社内も別ありしり小
まやきくおらしがし。さて此社の上も引る鮫島氏が説
おて祭れる神々どハ明らなる水どなるた。らぬとらる
多し。あしへむ東霧島神社ハ霧島山の絶頂よりいづの
又い。て山、中り。又ハ山のそまわり其地ハ何、御何、
村よりい。て社ハ何の方まむかひて多てり神殿何程
拜殿又鐘磔ちど。あ。を鐘、銘も云云。な。の事。またも書
と。て。あ。ま。し。重。て。梅。す。る。み。白。尾。氏。が。山。陵。考。み。高。十
穂、穂、日。今。謂。霧。島。山。穂、日、奇、火、也。是。峯、火、常、炎。因。名。焉。二。上、峯
今。謂。東。霧。島。西。霧。島。是。也。二。山。特。秀。故。謂。二。上。峯。東。霧。島。今。日
向。國。屬。諸。縣。郡。西。霧。島。今。屬。大。隅。國。贈。於。郡。又。西。霧。島。山。上。建
靈。丹。神。代。舊。物。也。丹。長。八。尺。許。鋒。施。横。手。氏。如。十。字。或。如。人。鼻
鉄。石。不。可。并。色。似。赤。銅。生。緑。錆。日。本。紀。通。證。曰。此。乃。天。皇。所。自

從之予也與所謂以天瓊予指定於礮取盧島之上義同或謂
大巴貴命所獻之廣予也正利曰出通近世島津義依孫新造配
立之因柱謂義久者吾先侯龍伯也義久新造既立未嘗之有
者矣吾侯也皆坂祭邦内各神匪懈惡有此潛也正利訛聞言
之不可不辨也因按天明初年慶府下有一女高也者新鑄神
戶配立其傍周圍形製微之箱又長大云噫就謂泰山不如林
放深可疾之甚矣庄賈豎鄙夫而作備神皇之寶器配立其上
潛越之罪孰大焉而以不告于官故有司不之聞未及正其僭
庚戌之夏坂本清東聞之於京師惕若還卿之日与余議以謀
史官川上新敷將以告于侯而歟破之事及焉已而用也始立
夏偽物于山上時性異百出庄登異疾死亦為顛疾露及
殆犯其毋無狀不可枚舉終禁固之卜者謂橫造神戶之罪自
以致受智拓崇者庄家襲服震懼就速取陳其偽物故議且亦
異哉西遊記又山又登る夏數十丁又して霧島神社あり宮
居殊又美々しくして近因又ての大社なり幸九云東霧島
社地又珍うき石あり細き地中又あり社傳子靈石なり
云り小昔此石惡魔たじり霧島明神是を切給なりと
云よことと能き及物又て大根を切たるごとくよと
三又つうれふるさゆるが中と片ろしと二残りて今つ
ハる此廻り平地又て堤あり所社の前道の右又細

き鳥居ありそこのり十間許あり石の切口一ハ一丸斗
長三四尺許今つ切口六尺余長三尺斗あり此石を廻
土神なり也いりつれ又も人工のりせりみハあり
也又云西霧島大鳥居二玉門あり額ハ道榮是を書也別當
を花林寺とし小此寺真言宗なり神領五百四拾石此内四
百石ハ花林寺是を領し又真言寺七ヶ寺あり島津義高の
奇進とり小社家も何り山下又田口村とり小あり社家橋
本遠江外又下社家もありとり小社ハ甚廣大又美々敷
事なり云云針の
峰登り三里

○橋小門

古軍記上卷 伊那那岐大 尔吾者為御身之禊而到坐竺紫日

向之橋小門之阿波岐原而禊祓也於夏詔之上瀨者瀨速下

瀨者瀨弱而初於中瀨墮迦豆伎而條時所成神名八十禍津

神次大禍津日神此二神者所到其穢繁國之時因汚垢而

橋の小門の潮瀬爾頭きて昔ありしかゝるこの神

又萬國百首

橋の小門の御祓を初て今も清むる我身なりと

々ともあり又圖際殘編に児湯郡橋小門御是即伊井諾尊

拂汗濁之地也土肥中肥民用不多公穀九十九假粟四

十七卷ともあり因際の説別のうけりけれどまゝに

さて古事記傳橋小門爾橋小門日向國此地物見え凡古

ハ大隅薩摩の地までをわけて日向と云るを其國々とも

九て又え凡今も聞ゆる事なりこれ日向とある日向國

の事なり後此地名ハ失つるなるべしといふ常足

按ずるにありふり日向とあるハ地名あり只日のさむり小處をさしてりハと云説あれども

神功皇后紀日向國橋小門とあり常足云是ハ一ハ

ありの地名と事かちりて深き子細細の何る處なればい

たびも彼國人なむあづぬて聊あても似つるき地

名もあむかきあて後の人の考へ備へらう備布

しき己ぶなん今ハ山陵考説因て暫く此郡内挙つ

次の件考ふ

○ 檉原

書紀一書伊井諾尊云云往至筑紫日向小戸橋之檉原而

祓除焉あり檉原ハ阿波岐波良とよむべし古事記の方


原とあり。又書紀は穂原と加きて穂此云阿波岐と七あり。
さて古事記傳は阿波岐の岐を濁るべし清ハとろし
之と係して訓名義ハ古事記傳六卷の四不穂原是也地名尔
ハの)で松原檜原柳原柞原等々の類としてあり。此木の多
く生ふる地を云るなるべしとあり。和名抄は説文云穂持
之屬也日本書紀私記云
阿波本今按又檜木一名也見尔雅注とあり。此樹ハ今世
又阿字木と云物はとあり。しをよよく尋ぬべしと本居翁
ハ云。さて續古今集はト部兼直ハ

西の海やあはきヶ原の汐路より顯出し住吉の如き。
圖牒殘編は兎湯郡穂原御是即伊特諾尊拂清行濁給之時
住吉神所出之地也。土地下肥。民用少。公穀七十二丸。假粟三
十四丸。なほ思も又之あり。圖牒は兎湯郡とあり。了て山陵考
ハ例のうけがりのし

又葛不合尊妃玉依姬皇子狹野尊神武御幼字詠聖於日向國諸
縣郡高城此地有佐野權現社即祀神武天皇也。天文中奉遷
同郡高原御由是觀之則出見尊葛不合尊並都今東霧島之
地也。古事記曰在高千穂宮者正相合矣。或謂今都城等地此
其處然日本紀所詔伊特諾尊往至筑紫日向小戸橋之穂原
而被除焉。然則都城穂原被除之遺趾而諾尊所都之墟也。小戸
橋等之名在于今者炳云云とあるは依て暫く此處は奉て
焉考證別有説
後考をすつ又なる。諸縣郡社家宮永氏云宮崎郡中村と上
之町との間のこりむ古ハ橋渡とい
ハ又其所は小戸の三之瀬を云所有しと云傳ハり是
ハ赤江湊の辺なり又上之町のせらし北、辺は小戸大神宮
北山明神社あり。ゆいよひ北又三里ゆけむ住吉社あり。是
ら由ありて聞ゆといひかこせしうとなす諸縣郡の方

と定むるが親しくたると又諸縣郡事記せる物又任吉三社
大明神右者日州諸縣郡而侯得共隅州境崩故靈跡隅
品之内尔毛相懸侯尔付隅州曾於郡末吉郷從致支配則任
吉明神之本社尔而侯穂原穂明神社有之侯右靈跡之義日
本紀元神社考叙日本紀尔毛筑紫日向國穂原尔出現之卦
季敷相見申侯小戸池橋嶽其外上津瀬中津瀬下津瀬等之
旧跡有之侯是皆右之神書尔相見侯靈跡尔而此地從神功
皇后根津任吉尔御遷宮有之侯由申侯神祇長官卜部朝臣
兼更右任吉綴起被記置侯云云とあり是ハ有馬氏が是も
書ハコシ也
むけは近き世のちのとも見ゆれどよりありけは聞ゆな

ほひときハ委しく記して考よそくおのまありきとの
なり上津瀬云云の名残又卜部家の定めなどりか事ハ
むろつうしき物なり奥地圖など曾於諸縣の坂は任吉
山と云ケ見ゆ是ハ別り是ハ小山きこゆ

 夷守ヒラミ 駅

延喜式又日向國夷守駅あり夷守ハ比奈毛理と訓べし和名

銘云越後國頸郡夷夷
守比奈毛里とあり 名義ハ景行天皇紀日向國高尔十八
屋宮の件

年三月天皇將向京以巡行筑紫國始到夷守是時於石瀬河
边人眾聚集於是天皇遙望之詔左右曰其集者何人也若賊
乎乃遣兄夷守弟夷守二人令觀乃弟夷守還来而語之曰諸
縣君泉媛依獻大御食而其族會之とあり此二人の名又因

て負せしむるべし。又夷守と云處はよむはよりにて人の名は
ハ夷の地を守る人なり水をめぐり又見夷守等夷守と名の如
く又とろくたるなるべし夷守とり小地名ハ筑前の内な
とももありなり彦山人云諸縣郡小林御の内霧島山はつ
づきて離森山としてえもいそ高くそびえ多る山あり其
麓を離森村とり小此村ハ南西方村の内なり都城の方よ
り肥後國玖麻郡にいづるも此辺道筋にあつるなりと
いづりき。ななくけしきまハ次なる石瀬河の
件より小を考ふべし

○石瀬河

景行天皇紀に於石瀬河辺人衆聚集とあり。石瀬ハ伊波世
とよむべし。梅各抄に陸奥國磐瀨、名義ハ川瀬は石の多き
伊波世なりどもあり

處なるべし。諸國は多き
地名なり彦山人云景行天皇紀なる石瀬河
ハ日向國諸縣郡離森村の東一里あり此河源ハ當郡霧
島クロソニ西大山の志とて聞えて其間より流き出
て東北に流きて宮崎郡を経て東方海に入る其間九里を
かりとあるべし。又云石瀬川の水海に入る處を赤江川と
り小宮崎郡に入てハ却川とり小今も去
川の下赤谷のありりまでハ川船の行々ひある處なり赤
谷より上ハ小舟にて數里諸縣郡都城までいづりり
あまりの早瀬なり水むとて十四年うめりハ此小舟の
よひハやまづりき都城よりハ北方は流き石瀬川ハ南に
流きてニ流一ハなりてさて佐土原の方より来る道筋ニ
宮崎郡にいらり又こりて夷守に到る筋ハ石瀬河を渡る。此方ハ霧島の
北を通りて大
陽又高原に到る人ハ石瀬より一里むりり下流なる様
入る

瀬川をこゝる。此方ハ霧島の南をなりさて石瀬川ハ夷守

のあつりよりよく見こゝる。處なり。見こゝる處ハ一

束のあぢハあらし北ハあぢりてゆく石瀬川ハ一里十三

所ハあぢりあり常足云此石瀬川の辺りハ大御食奉らん

とせし諸縣君泉媛と云ハ高屋宮の件ハ元ハ御加媛

をいふるべし。いりハ又ハ此諸縣君の祖とある豊

国別皇子ハりの御刀媛のいめるなり。いりハ諸縣君と云

事を送のせせて御刀媛ハも負せしるなり。いりハ此

泉媛といふがりの御刀媛ハ其各を負せべくもあ

らハ豊國別皇子諸縣君の祖なる度ハ旧事紀ハ見之て此

上巻の二丁のあぢてハ出せるが如く。いりハ彼天皇六年を

経て都ハあぢむせハ小時此國ハいりハ給はる皇子

ハやがてらハの國造と定め御母御刀媛と云ハ此國

ハ留め給はるる。いりハ御刀媛各残をいりハ奉てハ

く目ふハいりハを志奉てたるなり。いりハ春樹云御刀

媛と泉媛とを同人なり。いりハ説けハし御刀媛ハ泉

媛の娘なり。いりハ奉る人の大御食奉らんと云ハ事

ハいりハ奉る人ハ大御食奉らんと云ハ事

ハいりハ奉る人ハ大御食奉らんと云ハ事

ハいりハ奉る人ハ大御食奉らんと云ハ事

ハいりハ奉る人ハ大御食奉らんと云ハ事

ハいりハ奉る人ハ大御食奉らんと云ハ事

ハいりハ奉る人ハ大御食奉らんと云ハ事

ハいりハ奉る人ハ大御食奉らんと云ハ事

ハいりハ奉る人ハ大御食奉らんと云ハ事

ハいりハ奉る人ハ大御食奉らんと云ハ事

ハいりハ奉る人ハ大御食奉らんと云ハ事

ハいりハ奉る人ハ大御食奉らんと云ハ事

めさぬ事やあるべき母子異處ハ居ありと聞ゆハを御妃
の母の御食奉らんと云ハ事ハありと云
べし泉媛を御刀媛の母と云ハ事ハありと云
をさりのせせて負せしりハ考よハ事
なし春樹大人云
春樹ハ説面也

太宰管内志

日向之三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

